

令和5年 7月 第17回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年 7月 25日(火)				
開催場所		小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1時 35分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2時 20分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

## 議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ  
決議

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

## 第17回定期総会次第

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年7月第17回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めていきます。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗つてから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

まずはじめに、日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号5番「笠原敏夫」委員、6番「横田智恵美」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えてることから要件を満たすと考えます。

また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要はありません。

残りの1要件、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、受人の新規就農者について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。

(新規就農者について補足説明)

なお、地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長	それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
11番神田委員	<p>11番神田が報告いたします。6月22日農業委員2名、推進委員1名、合計3名が上勝呂に集まって、それから木部に移動し現地の方を確認しました。今現在、柿、梅、柚子が実際に植えてあり、収穫できるぐらいの大きさになってます。</p> <p>周りについては特に荒れている所もないし問題ないですけど、最終的に心配なのは猪とか鹿がすぐ近くにいっぱい出てくるので、それだけちょっと心配なので、また後で柵とか何かしたほうがいいかなと思いました。</p> <p>それ以外は特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
3番関口委員	3番関口です。ちょっと聞きたいんですけど、この面積で年間150日作業ありますかね。
事務局	當農計画書の方には剪定や除草の予定が書いてありますて、実際その木に対して行うことは、150日毎日するような事は無いかと思いますが、その農地の管理の面からいきますと、除草なども農作業の一部に入ってくると思われます。以上です。
3番関口委員	はい。わかりました。
議長	よろしいでしょうか。他にはございますか。
7番河村委員	7番の河村です。家庭菜園ですか。営利目的ではないということですが販売はされないわけですね。
事務局	そうですね。
議長	他にはございますか。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。
	つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番について読み上げ)

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

11番神田委員

はい。11番神田が報告致します。先ほど申ししたように6月22日に朝集まりまして、現地を確認しました。

申請地のすべてを現地調査しましたが、それぞれが篠や竹が生え遊休化している場所が多く、人力での開墾が困難な場所が多いと思われますが、本人と話をしましたら時間をかけて、機械でゆっくりあせらずに農地再生に向けて進めていくので長い目で見てもらいたいという話です。

旦那さんも奥さんもまだ若いので年月をかけて農地に再生してもらえるように期待しています。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があつたので、その適否を諮ることです。

4条許可は、農地所有者本人が、農地を転用する場合の案件です。また、市街化調整区域内の農地転用については埼玉県知事の許可が必要になります。

それでは申請番号1番について読み上げさせていただきます。

(申請番号1番について読み上げ)

本申請についての工事資金は追認であるため、特にありません。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

13番柴崎委員

13番柴崎が報告いたします。7月20日八和田公民館に集合して、農業委員会6名、推進委員2名、計8名で調査を行いました。

ここは表の部分が宅地で、建物の後ろの部分が農地にかかっていたという事であります。農地は宅地部分と一体利用されており綺麗に整地されていて宅地と区別がつかない状態です。

今まで使っていたので追認申請があつた所でございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。

申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があつたので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなどの権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を宅地（農地以外）に転用し、使用貸借を行う申請となりますので、「農地法第5条の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額住宅ローンで賄われており、それを証する書類が添付されております。また、水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

また、申請地については土砂災害警戒区域のイエローゾーンに一部入っているため、現在、開発とも協議中です。

本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。  
よろしくお願ひします。

議長

それでは調査担当区の大河地区委員より、現地調査報告をお願いします。

6番横田委員

6番横田が報告いたします。7月23日、日曜日、午前9時に現地に集合いたしました、農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。

しばらく農地としては使用していない場所だったんですけど、草刈等の管理はきちんとされており、特に問題はないとは思います。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

議長

なお、議案第2号並びに議案第3号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして日程5、議案第4号「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第4号、農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議について諮る」とのことです。

それでは、議案書を読み上げます。

(議案書を朗読)

こちらの案件について補足説明いたします。

農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞の皆購読については、全国農業委員会大会並びに全国農業委員会代表者集会において、その達成に向けて申し合わせ決議が行われたところです。

小川町農業委員会では既にみなさんに全国農業新聞を購読していただいておりますが、今年度は多くの農業委員会で改選を迎えたことを踏まえ、皆購読の達成を図る絶好の機会となっております。

全国農業新聞の皆購読と各委員の活動の参考にしていただくため、農業委員会総会において全国農業新聞の皆購読に向け申し合わせ、決議するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、本案について質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議」について、本案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、本案については原案の通り決定いたしました。ありがとうございました。農業委員、推進委員の皆さんにおかれましては、引き続き「全国農業新聞」を購読していただき、より良い農業委員会活動を推進してくださいますようお願いいたします。

次に、日程6、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局です。農地法第5条第1号第7項規定による届出について申請人より「農地法第5条第1号第7項の規定による届出があったので報告する」との事でございます。

(申請番号1番から3番を順に報告)

以上報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。

次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年7月第17回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時20分です。